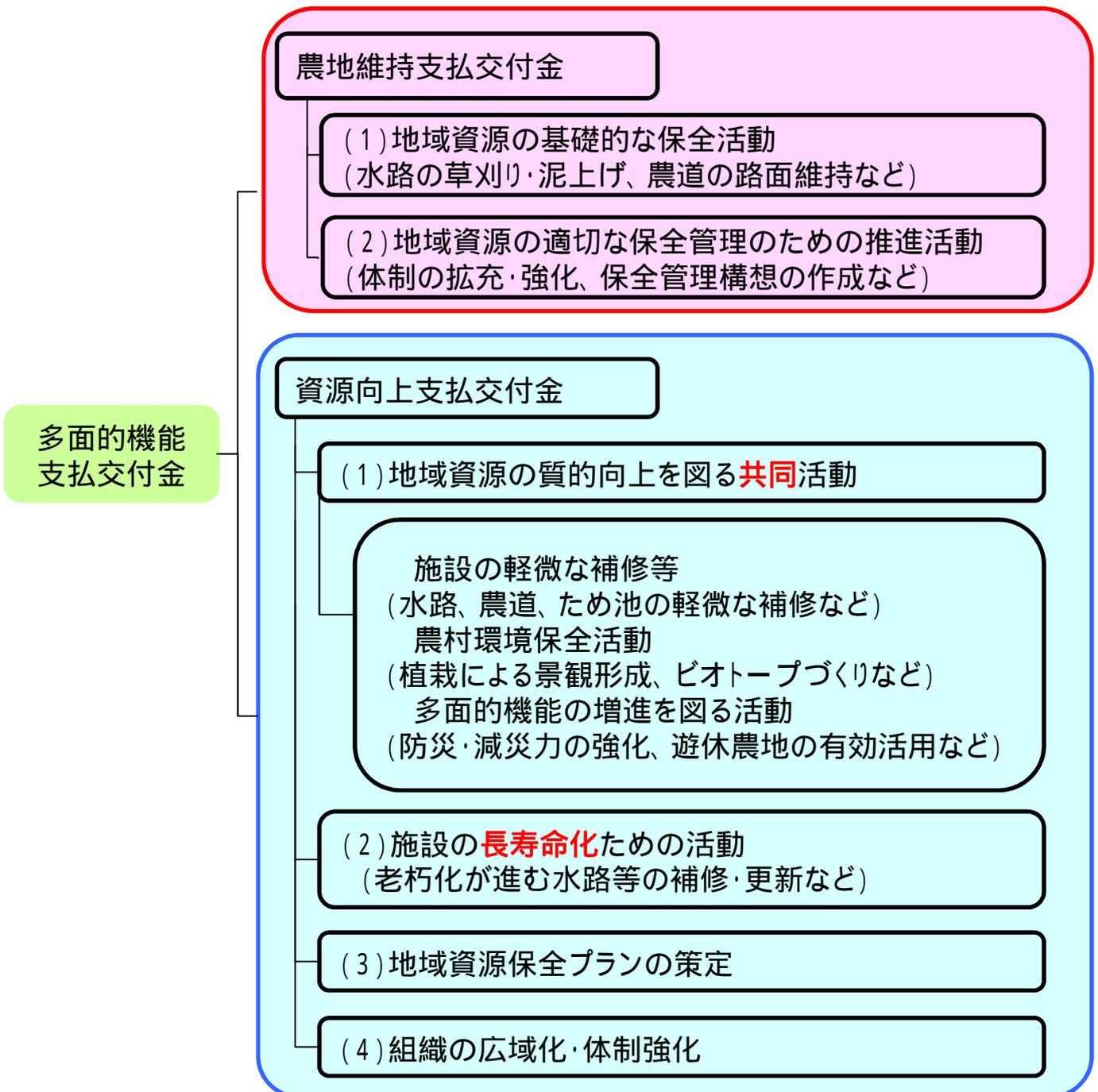


新たな「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の手続き

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金（農地維持支払交付金）と資源向上活動を実施するための交付金（資源向上支払交付金）から構成されます。



2. 活動の手順(新規の場合)

多面的機能支払交付金を活用した取組は、以下の手順で実施します。

組織の設立

活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。また、規約や協定書、活動計画の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

- 1 対象地域の設定
- 2 構成員のとりまとめ
- 3 規約(案)の作成
- 4 協定書(案)の作成
- 5 活動計画書(案)の作成
- 6 総会の開催

協定の締結

市町村に協定書などを提出し、協定を結びます。

採択の申請

地域協議会に活動計画書などを提出し、採択の申請を行います。地域協議会から採択承認通知書が送付されます。

交付金の申請

採択された後に、活動に必要な交付金を申請します。地域協議会から交付決定の通知があり、交付金が支払われます。

活動の実施・記録

交付金を受け、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の基礎的な保全活動等を計画に基づき実施します。

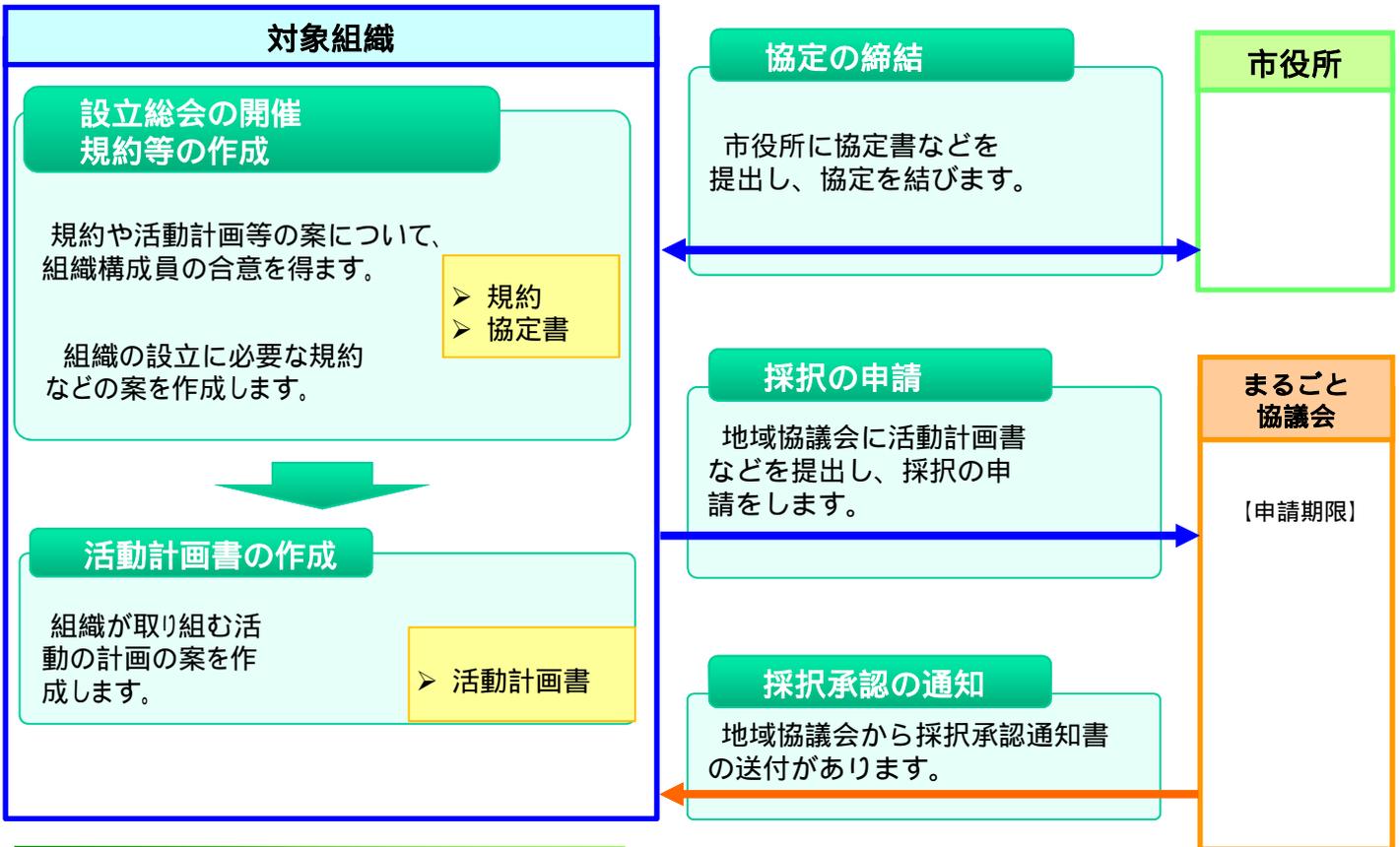
実施した日々の活動については、作業の内容や金銭の収支等について記録します。

活動の報告

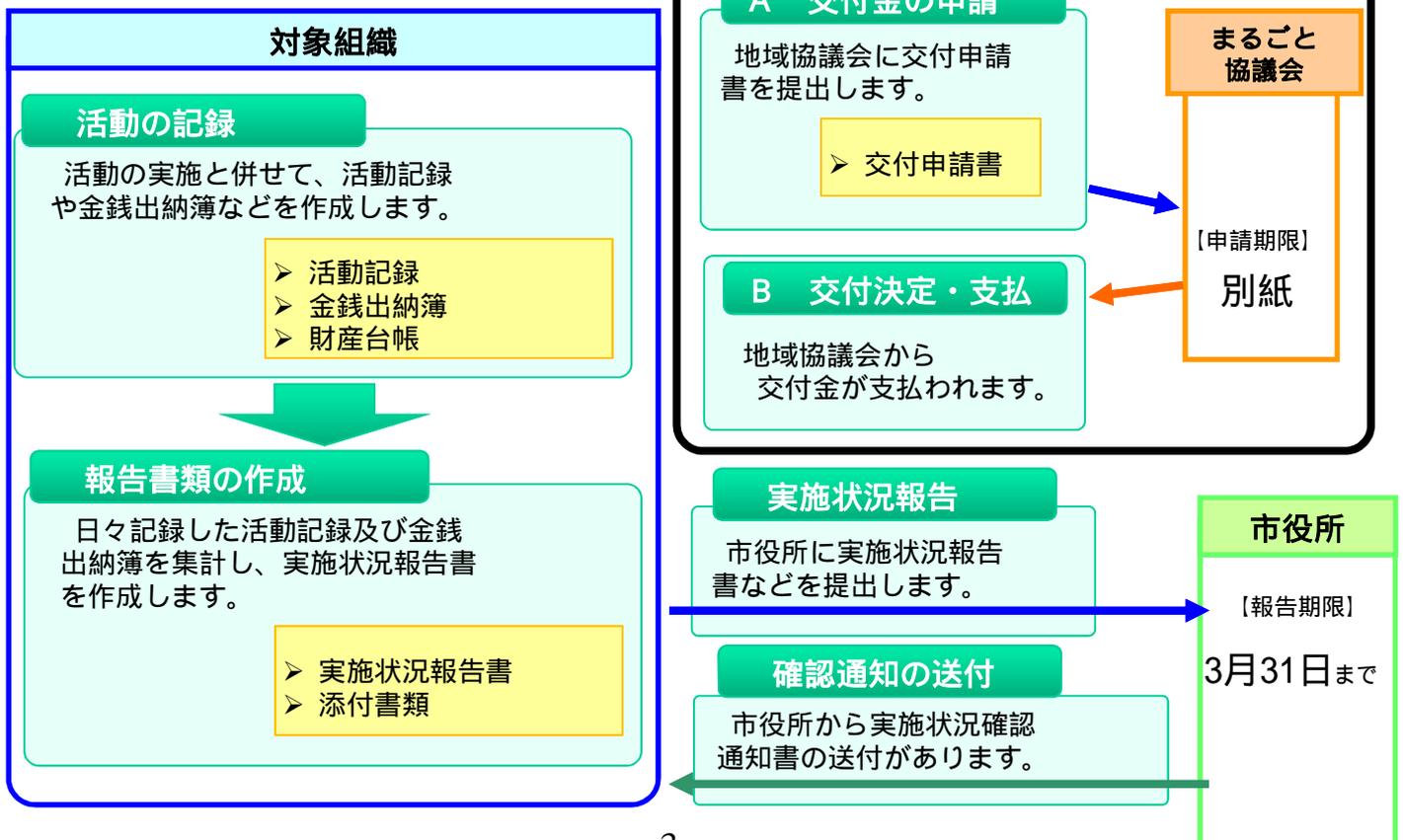
1年間の活動記録をとりまとめ、実施状況報告書を作成し、市町村に提出します。

手続きの概要

組織の設立から採択承認まで



交付金の交付申請から報告まで



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に関するQ & A

(Q1) 新規で交付金を受けるためにはどのような手続が必要ですか。

(A) まず、地域の範囲を設定し、活動組織を設立して下さい。その上で、活動の計画を作り、市町と原則5年間の協定を結び、地域協議会に申請して下さい。

(Q2) これまで農地・水保全管理支払交付金に取り組んできましたが、引き続き農地・水保全管理支払交付金に取り組むことは可能ですか。

(A) 農地・水保全管理支払交付金に取り組む組織については、多面的機能支払交付金への移行手続が必要となります。具体的には、追加活動申請書(2枚程度)を作成し、市町に提出します。規約、協定の締結は省略されます(移行組織のみ)

(Q3) 農地維持支払と資源向上支払は、別々に申請を行い、会計も区分する必要がありますか。

(A) 申請手続については、両支払をまとめて地域協議会に申請することができます。会計区分については、「農地維持支払及び資源向上支払(共同)」と「資源向上支払(長寿命化)」の2つに分ける必要があります。

(Q4) 協定締結内で途中で事業をやめることができますか。

(A) 途中で事業をやめた場合は、それまでの期間に交付された交付金を全額返還することになります。

(Q5) これまで農地・水保全管理支払交付金に取り組んできましたが、今回の切替えから、「農地維持支払」のみに変更することは出来ますか。

(A) 農地維持だけに取り組む場合、資源向上の相当分(農村保全活動など)はH24まで遡及返還が必要となります。引き続き、活動を続けていただくことをお勧めします。

(Q6) これまで向上活動(長寿命化の取組)については、活動の取りやめや面積の減などの場合、遡及返還の対象とはならなかったが、今回の制度変更で資源向上のなかに加わった。今後、遡及返還の対象となるのか。

(A) 今回の制度改正に伴い、遡及返還の対象となるので留意願います。

(Q7) 農地維持支払・資源向上支払(共同)の活動期間は、平成26年度から5年間と考え平成30年度と記載するのか。

(A) 原則として平成26年度から5年間としてください。ただし、資源向上支払(長寿命化)の活動については、施設の老朽化の確認などが必要となります。延長を望まれる場合は、別途市町担当者へご相談ください。それまでは、平成28年度までとして記載ください。